

民事訴訟法への招待

伊藤 眞

担当編集から 「民事訴訟法は難しい」と言われます。民法の知識も必要ですし、訴訟という（大多数の人が経験したことのない）場面を規律するものであるため、具体的な想像が及びづらく、抽象的で無味乾燥に感じられることも原因の一つであるでしょう。そして、民事訴訟法のテキストは、その多くが自立するほどに厚く、本書の著者である伊藤眞先生の代表的体系書『民事訴訟法〔第7版〕』（有斐閣、2020年）も900頁に迫るボリュームです。ゼロ地点から登るには、あまりに高く険しい。

——でも、諦めず挑戦してほしい。その手助けとなることを願って書かれたものが、本書です。学習を始めるにあたり、まずその全体像を把握することを目的に、条文を中心とする基本原理・基礎概念・骨格に絞り解説がなされています。文字ばかりではありませんが、ですます調の筆致は非常に平明で、通読のハードルはかなり低くなっているはずです。

民事訴訟法を学ぼうとするすべての人に、自信をもってお薦めします。ぜひ手に取ってご覧ください。（中野）



詳細を見る



レベル - 用途 - 対象 -
初級 **学習** **学部** **LS**

2022年11月発売／344頁／定価2530円（税込）
 四六判／並製

Point 「本書の使い方」については、第1章にまとめて書かれています。まずご一読を！

って変更することは、法的安定性を害すと立法者が判断したためです。

5 既判力

終局判決が確定すると、訴訟物についての裁判所の判断は争いえないものとなり、当事者など一定範囲の者および他の裁判所もそれに拘束されます。この効力を既判力または実質的確定力と呼びます。これは、民事裁判による紛争解決の根幹をなすものです。外国裁判所の確定判決にも、一定の要件の下で既判力が認められます（民訴118。裁判令和3・5・25尺集75巻6号2935頁）。

また、特定の訴訟要件が欠けるとの判断を内容とする訴え却下の確定判決についても、紛争解決機能を重視して既判力を認める考え方が一般的です（伊藤551頁）。さらに、確定判決と同一の効力を認められる訴訟上の相解など（民訴267）にも既判力を認めるべきことは、前に説明した通りです（本書182頁）。

●（1）既判力の目的・根拠・性質

既判力の目的は、確定した権利関係についての判断を不可争のものとし、矛盾抵触する判決の出現を防止することによって、民事訴訟制度の紛争解決機能を確保することにあります。そして、その正當化根拠は、当事者に対する手続保障、つまり口頭弁論を中心として訴訟物に関する攻撃防御の機会が保障されているのですから、裁判所の判断が確定した以上、それを受け入れなければならないところに求められます。

既判力の性質については、確定判決によって実法律関係が変更

されるため、当事者や後訴裁判所もこれを受け入れなければならないという実法律説と、当事者などや後訴裁判所が既判力の内容と矛盾する主張や判断をすることが排斥されるという訴訟法説が対立していますが、通説は後者で、私も訴訟法説をとっています（伊藤548頁）。

●（2）既判力の作用

既判力の作用とは、前訴確定判決の存在を前提とし、それが後訴の審理と判断をどのように拘束するかという問題です。拘束力は、積極的作用と消極的作用に分けられます。

積極的作用の例としては、前訴が所有権確認訴訟であり、原告勝訴の判決が確定しているとなれば、同一原告被告間の所有権にもとづく目的物引渡請求訴訟についての後訴裁判所は、前訴の口頭弁論終結時における原告の所有権を前提としなければならないことを意味します。

これに対して消極的作用の例としては、上記の判決確定後に前訴被告が後訴として自らの所有権確認訴訟を提起したときに、前訴確定判決の判断、つまり口頭弁論終結時における原告の所有権帰属と矛盾する主張は排斥され、裁判所も矛盾する判断はできないことを意味します。もちろん、矛盾しない主張、たとえば、口頭弁論終結後に被告が所有権を取得したとの主張が排斥されることはありませんし、裁判所もそれを採用することはできます。

このような既判力の作用が働く場面は、以下の3つに分けられます。なお、既判力は当事者以外の者にも働くことがありますが（民訴115 1②～④、本書206頁）、ここでは、当事者が同一であることを前提とします。

